

都市拠点公共施設整備基本計画策定検討会議の役割

1 趣旨

京丹後市総合計画及び京丹後市都市計画マスタープランに掲げる都市拠点内の公共施設整備に向け、京丹後市都市拠点公共施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定検討するために、京丹後市都市拠点公共施設整備基本計画策定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置します。

2 所掌事項

都市拠点公共施設整備基本計画の策定に関すること

（アンケートやヒアリング等の実施結果、先進事例等を踏まえ、都市拠点公共施設整備に係る基本方針、コンセプト、導入機能、規模等について事務局から示された素案に対し、検討会議において審議し、基本計画（案）の策定を図る。）

3 委員任期

1年間

4 想定開催回数

5回程度（うち1回は先進事例の視察を検討）